

青森県こども・若者の自殺危機 対応チーム支援事業 説明会

令和6年8月20日（火）

15:30～17:00

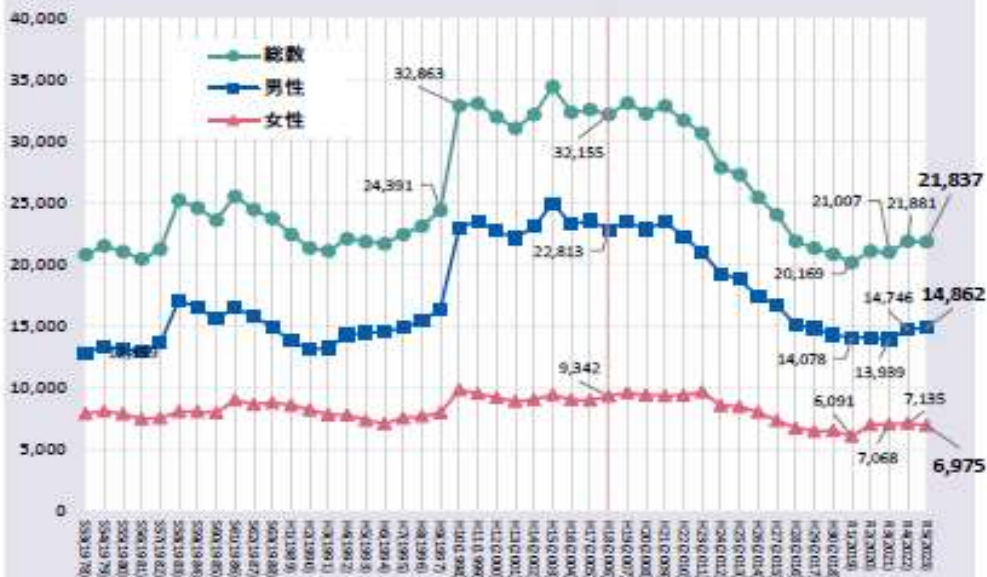
リモート開催

小中高生の自殺が増えている

【令和5年（確定値）】自殺者数の推移

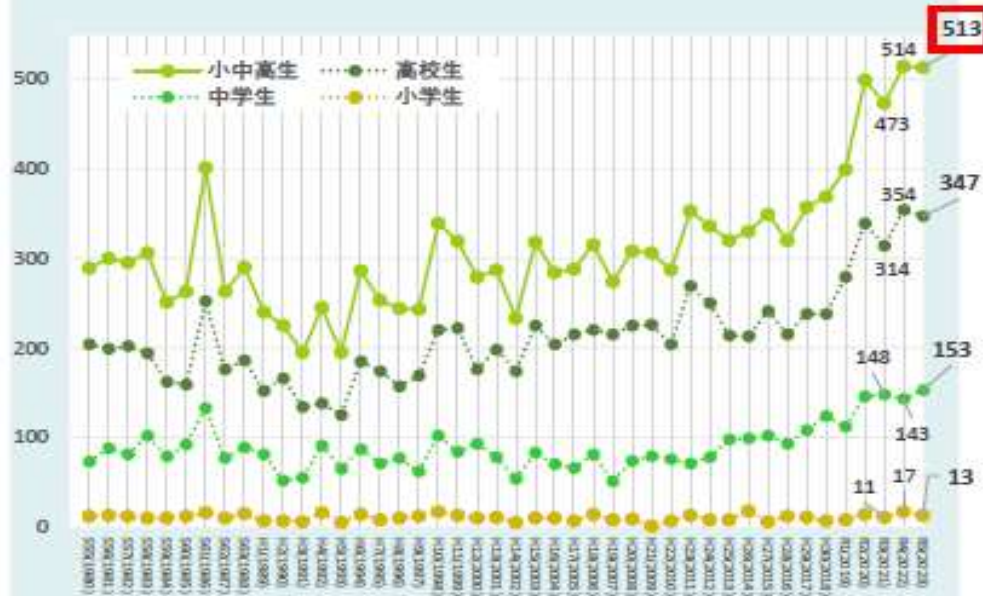
自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。
(H18 32,155人 → R1 20,169人)
- 令和5年（確定値）には、自殺者総数が前年を下回り、21,837人となった。また、男性の自殺者数が2年連続で増加し、女性の自殺者数が4年ぶりに減少した。



小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、増加傾向となっている。
- 令和5年（確定値）には、513人と過去最多の水準となった。



子ども・若者の自殺対策

「自殺総合対策大綱」のポイント



- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。(平成18年:32,155人→令和元年:20,169人)
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「子ども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■ 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
■ 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぶらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

リスクの早期発見

1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する



的確な対応

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す



要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む



こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

各

都道府県知事 殿
指定都市市長 殿
都道府県議会・指定都市議会議員 殿
都道府県・指定都市教育長 殿

こどもの自殺対策の推進のために

市区町村長 殿
各 市区町村議会議員 殿
市区町村教育長 殿

こどもの自殺対策の推進のために

是非、都道府県及び指定都市におかれましては、児童生徒の自殺リスクを早期に発見すると同時に、「こども・若者の自殺危機対応チーム」を通じて、学校と地域が連携して、こどもの命を守るための取組を強化していただきますようお願いいたします。

令和5年9月8日

厚生労働大臣

加藤勝信

文部科学大臣

永岡桂子

こども政策担当大臣

小倉将信

青森県こども・若者の自殺危機対応チーム支援事業

1 事業の目的

・自殺問題は背景や要因が多岐に渡り、学校や市町村単独では対応のノウハウが積み重ね難い。

よって、地域の支援者である学校現場や市町村に対して、多職種による専門家チームを派遣し、

・**支援者支援**を行うことによって、こども・若者の自殺防止を図る

・他職種、多領域による地域の**支援ネットワークの形成と強化**に寄与する

2 実施主体

- 本事業の実施主体は青森県とし、障がい福祉課、学校教育課、県民活躍推進課、青森県立精神保健福祉センターが共同で事務局を担う。
- 運営事務局を青森県立精神保健福祉センターに置く。運営事務局以外の事務局は、所管に関わる事項や関係機関との連絡、調整を行う。

3 事業内容

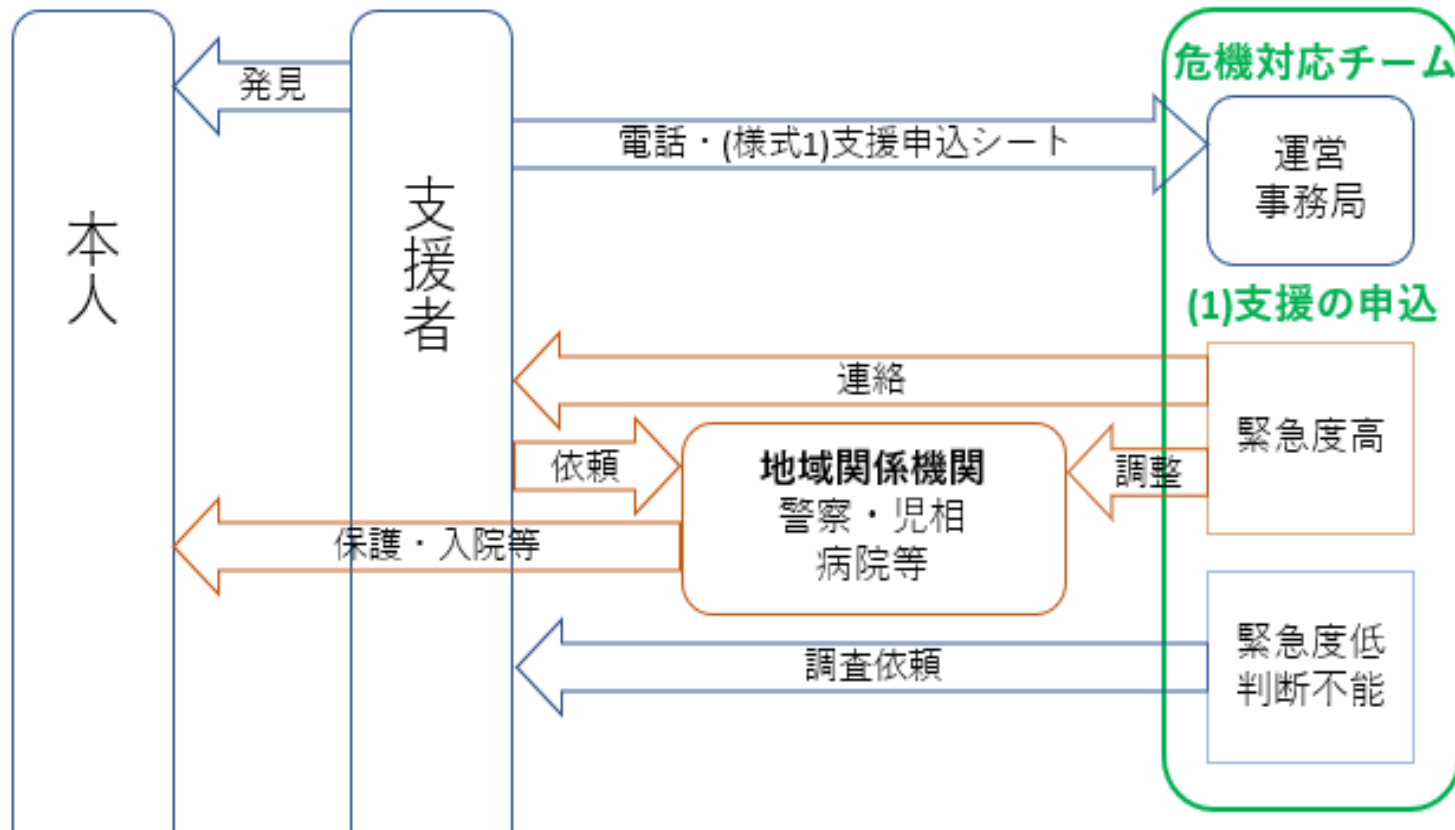
- 自殺危機対応チームは、自殺のリスクを抱える子ども・若者を身近な地域で支援する者(以下「支援者」という)に対して、派遣等により次に掲げる業務を行う。
 - (1) 自殺危機やその背景となる要因等の**アセスメント**に関すること
 - (2) 支援者による**支援計画の作成**に関すること
 - (3) 支援者等による支援計画の実施に係る**技術的助言**を行うこと
 - (4) **支援結果を検証**し自殺防止対策の普及を行うこと
 - (5) その他、子ども・若者の自殺防止対策に関すること

4 組織・運営

- 自殺危機対応チーム座長は青森県立精神保健福祉センター所長をもって充てる。
- 次の各号に掲げる者の中から適任者を自殺危機対応チームメンバーに委嘱する。
 - ① 精神科医
 - ② 公衆衛生専門家
 - ③ 弁護士
 - ④ 心理士
 - ⑤ 社会福祉士

5 支援の実施

(1)支援の申し込み



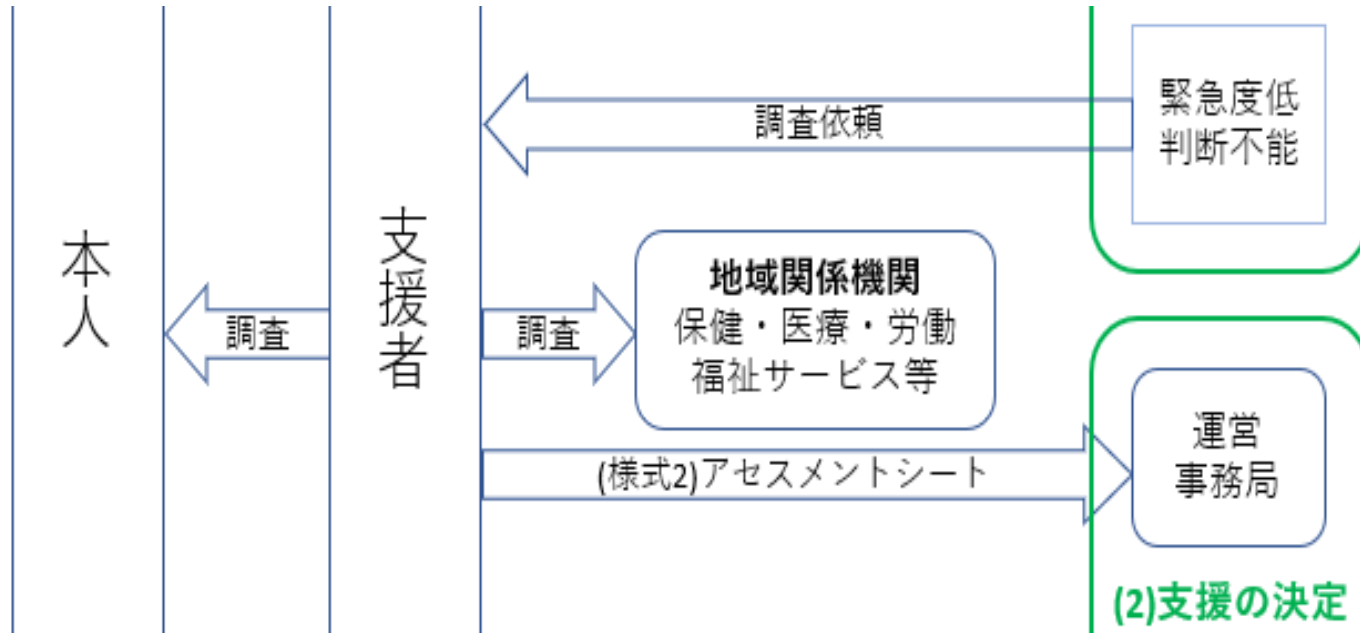
・ 支援者は、電話等により運営事務局に支援の事前相談をする。運営事務局は本人に起こっていることに加えて**必ず緊急度を聞き取り**、必要に応じ関係機関による保護や入院等を調整する。

・ 緊急対応を要しないものについて、本事業の対象とする。支援者は**支援申込シート(様式1)**に支援ニーズ等を記入し申し込む。

・ 事務局は、必要に応じて支援者に対し**アセスメントシート(様式2)**による調査を求める。※

※調査依頼

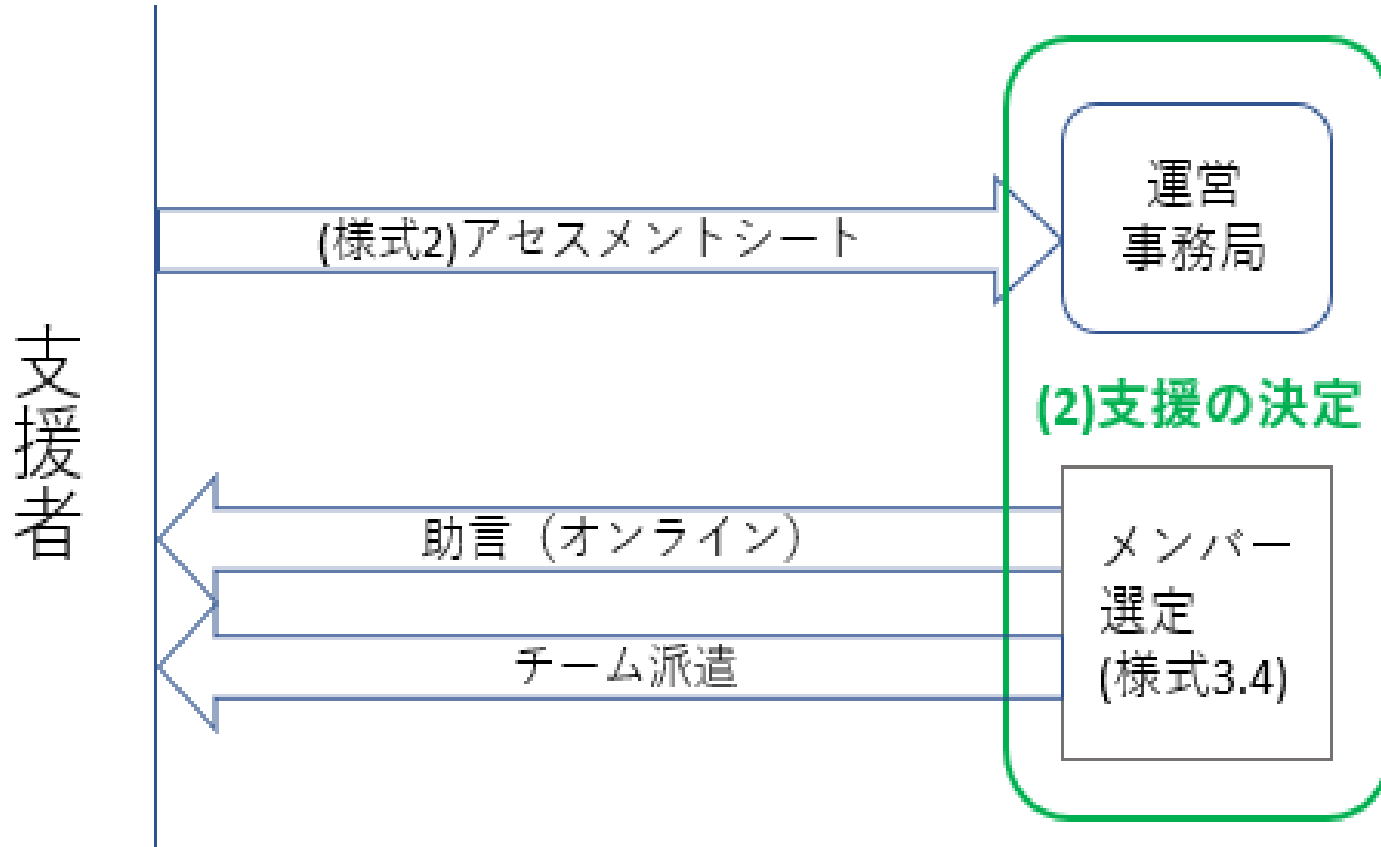
アセスメントシート(様式2)の構成は、



- 本人の状況
- 保護者の状況
- 支援者、関係機関の状況
- これまでの支援の経過
- 自殺リスクに係る情報
- 自殺せずに済んでいる保護要因
- 関係者それぞれのニーズ

といったもので、支援に必要な情報を網羅的に調査する視点を提供する。

(2) 支援の決定

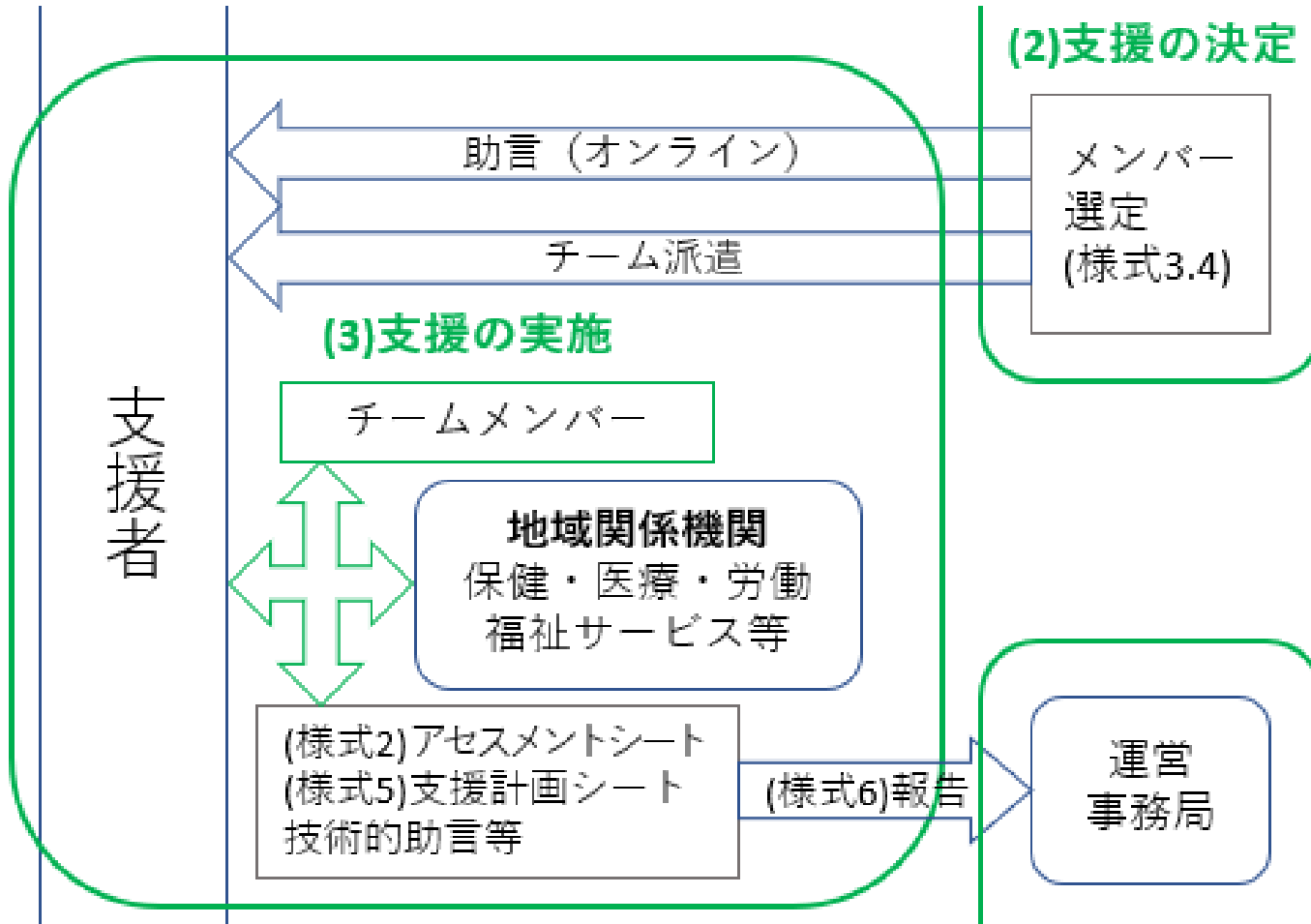


- ・運営事務局は、事前相談、アセスメントシート of 情報を勘案し、支援にあたるチームメンバーと方法を決定する。

- ・支援方法は、チームメンバーの現地への派遣の他、オンラインを活用する等、支援者の要望に配慮し柔軟に調整する。

- ・支援者に対し、支援実施通知(様式3)を、選定されたチームメンバーに対し、派遣決定通知書(様式4)を送付する。

(3) 支援の実施



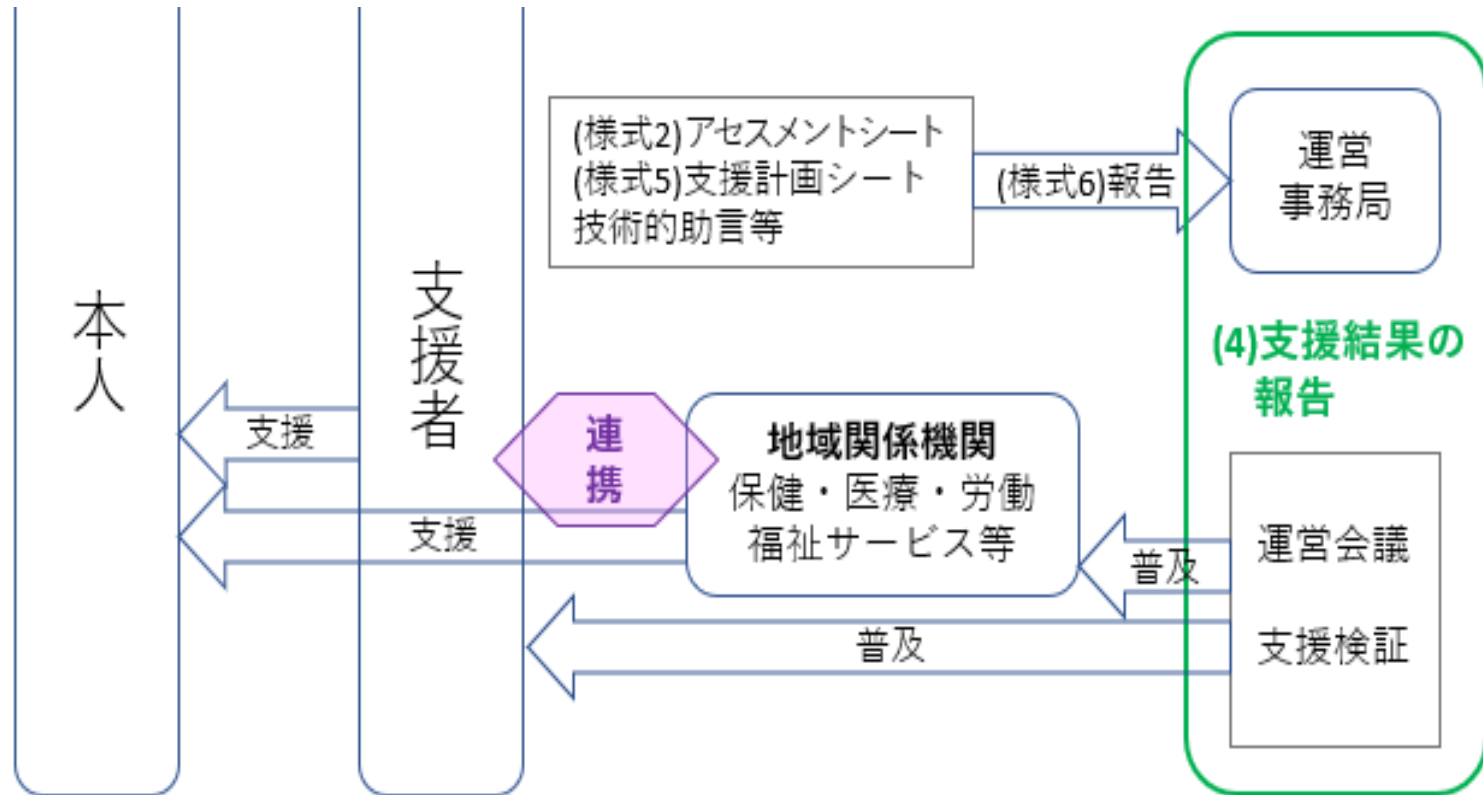
・ 運営事務局は、ケース会議をする場合、支援ネットワークを形成する狙いから、地域関係機関の参加を得られるようにする。

・ 新たな情報や関係機関の協力を得るにしたいが**アセスメントシート(様式2)を更新**していく。

・ 必要に応じ**支援計画シート(様式5)の作成**を勧める。
シートの構成には、「本人の安定維持のため」「不調のサイン時」「緊急時」に誰が何をするのかという、クライシスプランの機能を持たせている。

・ 単発の支援ではなく、ある程度**継続的に助言等**の関わりをする。

(4) 支援結果の報告 及び 6 運営会議



・支援に当たったメンバーは、支援報告書(様式6)により、支援結果を報告し、**支援ノウハウを蓄積**する。

・支援者と、地域の関係機関は連携を強め**支援ネットワークを形成**して本人への支援を実施する。

・運営会議を実施し、支援を通じて得られた自殺危機対応に関する**知見をまとめ**、支援者や地域関係機関への**普及啓発**について検討する。